

私たちは「歴史まちづくり」のお手伝いをします。

(財)都市づくりパブリックデザインセンター



- ・ 「歴史まちづくり法」(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)を活用したまちづくりを進めるには
 - ①「歴史的風致維持向上計画」の国による認定
 - ②認定歴史的風致維持向上計画の重点区域で行う「歴史的環境形成総合支援事業」や「都市再生区画整理事業」等の実施が必要です。
- ・ 計画認定には、あらかじめ必要に応じて計画策定委員会等を設置し、支援措置(事業)や計画策定に関する事前相談が必要です。

私どもは国土交通省認可の公益法人として、これまでも各種委員会を設置して様々な業務を実施してきました。
- ・ また、土地区画整理事業の計画は当財団設立からの代表的業務です。お任せください。
- ・ 支援事業の内容となる、建造物の外観修景、公共施設の高品質化、ストリートファニチャー・モビリティ計画、屋外広告物の改善、まちなかサイン、景観色彩計画、ワークショップの運営等を、学識経験者・デザイナー・専門家と連携した総合作業として実施し、質の高い計画を作成します。
- ・ 認定計画や支援事業の事業計画をご予定であれば、当財団の景観まちづくりに関する豊富な経験と実績でその計画づくりをお手伝いします。



小さな疑問にもお答えします。下記担当までお気軽にご相談ください。

TEL : 03-6912-0799

- ・ udc ホームページURL : <http://www.udc.or.jp/>
- ・ 景観行政ネットURL : <http://www.keikan-net.org/>

